

岐阜県成年後見制度利用促進協議会（第2回） 議事概要

日 時	令和8年2月3日（火） 14：30～16：30
場 所	岐阜県庁 会議室302
出席委員(10名)	兼松委員（座長）、小島委員、佐藤委員、澤田委員、野村委員、堀委員、柳原委員、山下委員、山田貞夫委員、山田隆司委員
事務局	関谷健康福祉部次長（福祉担当） 地域福祉課 梅村課長、井奈波係長、新城主事 高齢福祉課 施設整備係 広瀬係長 高齢福祉課 事業者支援係 河村係長 障害福祉課 地域生活支援係 野崎係長
オブザーバー	岐阜家庭裁判所 齋藤次席書記官、金子主任書記官

議題：成年後見制度利用促進に向けた取組状況及び取組方針について

事務局	（資料に基づき説明）
委 員	市民後見人候補者名簿への登録等に関する要綱について、各務原市が定めているものについてもご紹介いただきたい。
委 員	<p>県のモデル要綱案では登録期間を3年間としているが、各務原市の要綱では2年としている。これまでの経験から、2～3年の期間のうちに、登録者の生活状況が変わったり、意欲が低下したりすることがあるため、1年など短いスパンでの意向確認が必要であると感じており、例えば要綱では3年としつつも1年ごとに意向確認を行う、あるいは登録期間自体を1年に設定する方法も考えられる。</p> <p>不祥事の対策については、成年後見業務に対応する民間保険に加入してもらっており、問題発生時に適切に対応できる体制が必要である。また、重要なのは不祥事が発生しない仕組みづくりであり、各務原市社協では、社協が後見監督人に選任されたケース・そうでないケースのいずれでも、市民後見人と定期的に面会し業務が適切に行われているか確認している。</p>
委 員	登録期間については、各市町村でどのような議論をするかによるため、モデル要綱としては最長3年のままとしつつ、市町村へ説明する際に1年ごとの状況確認を併せて推奨する形でよいのではないかと。
委 員	法人後見に関する取組について、任意後見契約とは別で契約を結んでおいて、その後に認知症等が進行してもそちらで対応を行い、結局後見監督人の選任の申立はしないというケースがかなり多い。これは、任意後見監督人選任の申立をしない限り、任意後見契約が発動されないことを悪用した事例である。任意後見契約の問題も指摘していかないと、県がお墨付きを与えたような形になり危険であ

	る。
委員	法改正の議論の中でもこのような問題は指摘されているが、任意後見発効の申立を行う際の申立権者の拡大といった程度の対策しか示されておらず、制度改正だけでは根本的解決は難しいと感じる。
委員	受任余力がかなりあると回答している法人もあるが、後見業務には重い案件も多い。任意後見契約を多数引き受けることはできても、発効後の後見業務が困難な可能性もある。
委員	中には、任意後見契約の強要に近い事例もあり、退院間際に身元引受のような形で選択の余地なく契約させ、後から苦情が寄せられることもある。
委員	社会福祉士がサービスを提供しながら任意後見契約も締結し、認知症が進んでも任意後見監督人選任の申立をしないケースがある。「任意後見契約が発効していないから利益相反ではない」という主張も見られ、このような抜け道を使うようなやり方は望ましくない。また、病院から入院患者の後見人になりたいという相談もあるが、これも利益相反であり、適切に指摘していく必要があると考えている。いろいろな角度から任意後見契約や利益相反の問題に取り組む必要がある。
委員	日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討するにあたり、社協が法人後見の受け皿を持っているとそのまま移行できるということは一見メリットには見えるが、十分な検討なく移行するのは望ましくない。
委員	法人後見実施団体が感じている課題として、「医療・福祉関係機関に後見人の役割が正しく理解されていない」といった指摘があがっているが、これは非常に重要である。後見人の仕事をしていると、病院や福祉施設から理不尽な要望を受けることが多く、例えば、精神病院から無断離院した患者が保護された際、病院からは「本人の意思なので迎えに行かない」と言われ、やむを得ず夜間に迎えに行ったことがある。それは後見人の仕事ではないということを明確に示し、医療関係者や福祉施設従事者に理解してもらわなければ、選任された後見人はつぶれてしまうのではないか。
委員	<p>身上保護をどこまで担うべきかについては非常に悩ましく、無断離院についても本当に病院が迎えに行くべきなのか疑問が残る。あくまでも治療を行うための機関である病院の仕事ではないし、身の回りのことはしないことになっている成年後見人の仕事でもないとなると、そこを誰が補填していくのかについては、やはり互いができる事について話し合いが必要だと考えている。</p> <p>法人後見については、新たな実施法人を増やすよりは、見本となる法人を多く育てていく必要がある。今の段階で広げようとしてもやりたいという法人がないのが現状ではないかと思う。</p>

委員	<p>来年度からの市民後見人養成研修の受講人数の上限についてであるが、1市町村何人という示し方になるのか、人口規模に応じてそれぞれに上限を設けるのか、それとも市町村から推薦順位をつけたうえで応募していただき、申し込みのあったものの中から定員に合わせて受講者を選定するのか、具体的にはどのような予定か。</p>
事務局	<p>まずは研修全体の定員について相談させていただき、そのうえで市町村ごとの上限について調整する。市町村によっては希望者が出ない可能性があり、仮に市町村ごとに定員を定めてしまうと、全体では定員割れにも関わらず市町村の定員人数を超えた方は受講できなくなるため、優先順位をつけて市町村から推薦していただき、事務局で割り振る方式が適当であると考えている。</p>
事務局	<p>いくつかお聞きしたい。1点目として、市民後見人の候補者名簿に登録をすれば、家庭裁判所からも後見人として受任できる人であると認めていただけるかといった質問が市町村からも上がってきており、以前家庭裁判所に確認させていただいた際には名簿への登載をもって直ちに認めるわけにはいかないということはお伺いしていたところであるが、仮に市町村で作成した候補者名簿を家庭裁判所に提出をした場合、家庭裁判所から市民後見人を推薦する可能性はあるのか、改めて確認させていただきたい。</p>
オブザーバー	<p>制度上はあり得るが、運用上は難しい。家庭裁判所が選任するにあたって、その市民後見人に適した事案であるか、バックアップ体制がどのようなものかまでは名簿だけで判断できないため、原則として各市町村の受任者調整会議で協議のうえ、候補者として推薦いただきたい。また、名古屋高裁管内の動向を確認したところ、裁判所から推薦依頼をするという手法をとっている自治体は現在のところ無い。</p>
事務局	<p>各市町村の受任者調整会議において協議をした結果、市民後見人単独で推薦した場合は、市民後見人が単独で選任される可能性はあるのか。</p>
オブザーバー	<p>可能性がないとは言い切れないが、現状では、後見監督人がついての方が選任されやすい。</p>
事務局	<p>2点目に、市民後見人養成研修の実習部分については各市町村で担っていただく予定であり、実習先としては、法人後見業務や管内で活動している専門職の後見業務の見学・同行を考えているところであるが、例えば市町村から専門職の後見業務への同行について依頼があった場合には、ご協力いただくことは可能か。</p>
委員	<p>今年度に市から依頼があり、ご本人との面会や銀行での手続き等の業務を受講者と市の担当者に見学していただき、残りの時間は業務内容について説明を行ったところである。今後もぜひご協力させていただけたらと考えている。また、フォローアップについては、例えば、私たちの団体で実施している説明会や相談会と一緒に参加していただければ、市民からどのような相談が寄せられているのか</p>

	を知る機会にもなるため、様々な形で連携しながら取り組んでいければと感じている。
委員	会として正式に判断するには検討が必要であるが、個人の意見としては、同行する方に守秘義務の誓約をいただくことと、ご本人の了解が得られていることを条件とするのであれば、実習の受入れは可能ではないかと考えている。
委員	今年度実施した際には、守秘義務に関しては、県社協で準備いただいた書式を活用して誓約書を記載していただき、ご本人には事前に了解を得ていた。また、施設によっては面会人数の制限がある場合もあるため、事前にそうした点を調整する必要がある。
事務局	3点目に、各専門職団体において、後見人による不祥事が発生した際の対応スキームがどのように定められているか伺いたい。
委員	弁護士会では、一般的な弁護士賠償責任保険とは別に、横領などの犯罪行為が生じた場合でも全額賠償が可能な弁護士信用保証保険に加入している。1人あたり年間1万円の保険料が必要だが、3～4年前から全員加入としている。また、不祥事が発覚した場合には、直ちに対応チームを編成し、解任された場合には、後任を誰がどのように引き継ぐのかなどについて協議を行っている。
委員	リーガルサポートの保険は、名簿登載などの要件もあり、全ての会員が全ての場合で補償されるわけではないが、1人あたり1,000万円と上限額が設定されている。不祥事発生時の対応は、家庭裁判所と連携するとともに、本部の委員会とも協力し、支部単位で後任選任や社会への説明、本人への対応について協議することになっている。
委員	社会福祉士会では、選任1件あたりいくらかという方式で保険料を支払っているため、受任件数が多い者ほど多く保険を払う仕組みになっている。不祥事が起こった場合には、まず社会福祉士会の倫理会で協議を行い、引継ぎが必要となる場合には、ばあとなあ の運営委員会に相談しながら対応することとなっている。
事務局	最後に、各務原市では養成研修修了者のフォローアップとして、具体的にどのような取組を行っているのか伺いたい。
委員	フォローアップとしては、講演会や親族後見のつどいなど、各務原市が毎年実施している行事に、名簿登載者にも参加していただいている。